

# 県当局の提案内容

## 休暇制度の見直し案

区分		現行	見直し案
1 年次有給休暇	取得率	66%(13.2日)	取得しやすい環境を整備し、取得率70%(14日)を達成する。
2 病気休暇	1) 妊娠 起因	ア 切迫流産 イ 切迫早産 ウ 妊娠高血圧症候群 エ その他人事委員会が定める疾病	妊娠に起因する全ての疾病を対象とする。但し、合併症は除く。
	2) 通算 判定 期間	3月	精神に関する疾病については、1年間
3 生理休暇	種類	生理休暇	病気休暇
4 慶弔休暇	日数	①親族の死亡の場合 ア 配偶者 10日 イ 子 7日 ウ 子の配偶者・配偶者の子 3日 エ 配偶者の叔父叔母 1日	①親族の死亡の場合 ア 配偶者 7日 イ 子 5日 ウ 子の配偶者・配偶者の子 1日 エ 配偶者の叔父叔母 廃止
		②配偶者・子の祭祀 1日	②配偶者・子の祭祀 廃止
5 住居滅失・破壊	日数	①現住居 15日 ②本人の住居(①を除く) 10日 ③家族の住居 5日	①現住居 7日 ②本人の住居(現行①を除く) 7日 ③家族の住居 廃止
6 育児休暇	時間	1日2回各30分以上90分以内 (合計90分)	1日2回各30分以内 (合計60分)
7 妊娠障害休暇	種類	特別休暇	病気休暇
8 夏季休暇	日数	5日	3日
9 永年勤続休暇 (リフレッシュ休暇)	日数	3日	廃止

※実施時期 平成27年1月1日。但し病気休暇の通算判定期間の見直しについては、平成26年4月1日。